

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十三条の四第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、昭和五十八年郵政省告示第三百二十五号（電波法施行規則第四十三条の五第一項第四号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

海岸局の責任者、船舶局又は船舶地球局のある船舶の責任者等であって総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めたものの証明した経歴証明書

(案)

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十二条の三の規定により、安全通報の発信に関する報告の手續を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、昭和四十四年郵政省告示第二百三十六号（電波法施行規則の規定により安全通報の発信に関する報告の手續きを定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

毎年一月から十二月までの期間ごとに、その期間中における安全通報の種類別の通数、通信回数及び延べ通信時間を文書により報告すること。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の三の四第一項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第六条第二項の申請書及び同項第四号の事業計画の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、平成十七年総務省告示第八百二号（放送局の事業計画のうち特に公表することが適当であるとして総務大臣が告示する事項を定めた件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

- 一 特定地上基幹放送局の免許人の氏名又は名称
- 二 放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域（衛星基幹放送局に係るものを除く。）をいう。）
- 三 特定地上基幹放送局の免許人の総議決権の十分の一を超える議決権を有する者の氏名又は名称及び総議決権に対する比率

(案)

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第二号二の項(18)の規定により、変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を次のように定め、平成三十一年一月一日から施行する。

なお、昭和五十九年郵政省告示第六百六号（変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則第十五条の二第一項第三号に規定するV S A T地球局の無線設備の変更に係る工事であって、送信装置に入力端子及びこれに接続する入力信号回路を増設するもの（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴うものを除く。）。

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の三第1及び第2の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める。

なお、平成十六総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

一 無線局の目的コードの欄

無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第一号のとおりとする。

二 通信事項コードの欄

通信事項コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第二号のとおりとする。

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

1 無線局の目的コード

項 目	ローマ
-----	-----

(案)

電気通信業務用	CCC
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC
一般放送用	GBC
簡易無線業務用	CRA
一般業務用	GEN
基幹放送用	BBC

2 基幹放送の種類コード

項目	コード
中波放送	BMF
短波放送	BR
短波放送 (国際放送)	IBR
短波放送 (中継国際放送)	RIB
超短波放送	BFM

(※)

超短波放送 (外国語放送)	F F M
超短波放送 (コミュニテァ放送)	C F M
超短波放送 (臨時目的放送)	E F M
超短波放送 (デジタル放送)	D F M
超短波放送 (受信障害対策中継放送)	S F M
超短波文字多重放送	F C M
超短波文字多重放送 (有料放送を含む。)	P F C
標準テレビジョン放送 (デジタル放送)	D T J
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)	D H V
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。)	S H V
超高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送)	D S V
データ放送 (デジタル放送)	D D J
マルチメディア放送	M M H
放送試験用	B C K

(※)

その他の放送

O B C

別表第二号 通通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項目	コード
電気通信業務に関する事項	C C C
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	C C G
電気通信業務（一般放送用のファイダリンクを含む。）に関する事項	C C F
電気通信事業運営に関する事項	C C M
国会事務に関する事項	G G G
無線航行衛星業務に関する事項	R N S
防災対策に関する事項	D A B
警察事務に関する事項	G M P
道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	R D I
安全運転支援に関する事項	I T S
治安維持対策に関する事項	T R O
電気通信の監理・規律に関する事項	G M A
標準周波数及び標準時の通報	G M S

(※)

消防事務に関する事項	F D A
検察事務に関する事項	G M K
矯正管理に関する事項	G M R
入国管理に関する事項	G M E
公安調査に関する事項	G M L
外務行政事務に関する事項	G M T
税関事務に関する事項	G M C
国税事務に関する事項	G M G
宇宙開発に関する事項	S P A
放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A
検疫事務に関する事項	G M Q
麻薬取締に関する事項	G M N
水防事務に関する事項	R D R
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A
災害対策・水防に関する事項	D A O
放流警報又は霧警報に関する事項	D F W

(※)

航空保安事務に関する事項	A C H
無線標識に関する事項	A C E
航空無線航行に関する事項	A C F
航空交通管制に関する事項	A C C
気象業務に関する事項 (気象警報に関する事項を除く。)	C W R
気象警報に関する事項	C W B
海上保安事務に関する事項	M S A
航路標識に関する事項	M S C
海上無線航行業務に関する事項	M S G
気象通報に関する事項	M S H
防衛に関する事項	G M D
外交に関する事項	E M B
防災行政事務に関する事項	D A I
防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項	D A K
公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G

(案)

地方行政事務に関する事項	LG O
道路交通情報通信に関する事項	R D V
道路管理に関する事項	R D K
電気事業に関する事項	E P A
原子力関係業務に関する事項	A T O
ガス事業に関する事項	G A S
水資源開発に関する事項	R D C
上下水道事業に関する事項	W R U
熱供給事業に関する事項	H E T
有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M
列車防護警報に関する事項	L C Q
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C L
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A
一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	L C I
赤十字に関する事項	R X Y
航路警戒に関する事項	H S A

(案)

港湾管理に関する事項	H S M
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A
港務通信に関する事項	H S T
海難救助に関する事項	D A F
船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H
漁業指導監督に関する事項	F S M
宇宙運用業務に関する事項	S P B
山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A
放送番組の中継に関する事項	B C P
放送番組素材の中継に関する事項	B C A
放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G
無線設備の監視・制御に関する事項	R C T
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	B C S
実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項教育に関する事項を除く。）	E X P
アルゴシステムデータ伝送に関する事項	O T P

(案)

教育に関する事項	E D C
アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S
一般放送に関する事項	B C B
エリア放送に関する事項	A B C
簡易な事項	C R A
船舶の航行に関する事項	M A A
電報の託送に関する事項	T L G
浮標の識別に関する事項	M S D
浮標の無線標定に関する事項	F S O
海上運送事業に関する事項	M C S
海洋の観測に関する事項	M C R
水先・引き船に関する事項	H S P
海上作業に関する事項	M A W
海上測量業務に関する事項	M S M
港湾運送事業に関する事項	H S W

(案)

港湾工事にに関する事項	HBW
漁業通信に関する事項	FSE
航空機の運用に関する事項	MMA
飛行援助に関する事項	ACB
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK
自動車の教習に関する事項	EDT
医療業務に関する事項	RXW
農林業に関する事項	AAF

(※)

MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項を除く。）	DSR
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項）	ETC
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
地域振興に関する事項	LAO
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
労働基準監督に関する事項	GMJ
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
警備保障業務に関する事項	PTG
侵入検知に関する事項	PTI
災害防止に関する事項	PTH
無線標定に関する事項	OTG
音響に関する事項	OTO

本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項

TKK

一般業務用通信に関する事項

GEN

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる無線局の目的とみなす。

無線局の目的		無線局の目的	
項 目	コード	項 目	コード
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	CCC	電気通信業務用	CCC
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	CCG		
電気通信業務用（一般放送用のフィー	CCF		

ダリンクを含む。）										
電気通信業務用（エリア放送利用）	CCA									
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。）	CCC									公共業務用
警察用	GMP									
海上保安用	MSA									
航空保安用	ACC									
防衛用	GMD									
治安維持対策用	TRO									
気象用	CWR									
国家行政用（当該目的に係る通信事項が税関事務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、入国管理に関する事項、国税事務に関する事項、公安調査に関する事項、矯	GOV									
										PUB

霧警報用	放流警報用	消防用	防災行政用	水防道路用	水防用	防災対策用	正管理に関する事項、電気通信監理に関する事項、外務行政事務に関する事項、国会事務に関する事項、防災事務に関する事項、運輸関係災害対策に関する事項、外交に関する事項、検察事務に関する事項、電気通信規律に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項又は消防事務に関する事項であるものに限る。）
D B B	R D G	F I R	D A I	R D A	R D R	D A B	

(案)

公害対策用	土地改良事業用	地方行政用（当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。）	道路交通情報通信用	高度道路交通システム用	道路管理用	電気事業用	ガス事業用	水資源開発用	上下水道事業用	熱供給事業用	標準周波数用	鉄道軌道事業用	索道用（当該目的に係る通信事項が索
K T S	A G G	L G O	R D V	I T S	R D K	E P A	G A S	R D C	W R U	H E T	G M S	L C L	L C A

（案）

道用搬機の安全運行に関する事項であるものに限る。）	山岳遭難対策用	有線テレビジョン放送事業用	海事用（当該目的に係る通信事項が航路警戒に関する事項であるものに限る。）	港湾業務用（当該目的に係る通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項であるものに限る。）	救難用	漁業指導監督用	自動車運送事業用（当該目的に係る通信事項が一般乗合旅客自動車の安全運
	D B A	B C M	M A A	H S M	R S C	F S M	L C I

(案)

宇宙開発用	核燃料事業用	無線標定業務用（当該無線局が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであり、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）	赤十字用	農業用（当該目的に係る通信事項が農業気象に関する事項であるものに限る。）	行に関する事項、一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項又は特定旅客自動車の安全運行に関する事項であるものに限る。）
S P A	K G S		R X Y	A G A	

（案）

超短波文字多重放送	を含む。）	超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）	超短波放送（デジタル放送）	超短波放送（外国語放送）	超短波放送	短波放送（中継国際放送）	短波放送（国際放送）	短波放送	中波放送	ア放送利用）	エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	エリア放送	一般放送	放送事業用	宇宙運用業務用
F C M		P D A	D F M	F F M	B F M	R I B	I B R	B R	B M F		B A C	A B C	B C B	B C S	S P B
										基幹放送用	電気通信業務用	一般放送用	放送事業用		
										B B C	G B C	C C C	G B C	B C S	

(案)

超短波文字多重放送（外国語放送）	超短波文字多重放送（有料放送を含む）	超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）	超短波データ多重放送	標準テレビジョン放送（デジタル放送）	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	データ放送（デジタル放送）	マルチメディア放送	超短波放送（コミュニティ放送）
F F C	P F C	F P C	F D M	D T J	D H V	S H V	D D J	M M H	C F M

（案）

超短波文字多重放送（コミュニティ放送）	C F C
超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む。）	C P C
超短波放送（臨時目的放送）	E F M
超短波文字多重放送（臨時目的放送）	E F C
超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。）	E P C
放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）	B C K
放送試験用（実験等無線局に該当しないもの。）	B C L
標準テレビジョン放送	B T V
標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）	P T V
標準テレビジョン放送（受信障害対策）	S T V

標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む。）					
高精細度テレビジョン放送	H D				
実験試験用	E X P	実験試験用			
アマチュア業務用	A T C	アマチュア業務用			
簡易な業務用	C R A	簡易無線業務用			
右以外のもの		一般業務用			G E N

3 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている気象業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項として気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの、海事用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項として航路警戒に関する事項を持つもの及び港湾業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項として港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つものについては、前項の表の下欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとみなす。

4 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている公共業務用の無線局であつて通信事項と

(案)

して電気通信事業運営に関する事項を持つもののうち、設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線設備を使用する無線局については、電気通信業務用の目的及び電気通信業務に関する事項の通信事項を持つものとみなす。

5 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている基幹放送局の基幹放送の種類であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる基幹放送の種類とみなす。

基幹放送の種類		基幹放送の種類	
項目	コード	項目	コード
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DHV	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）	DHV
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV

6 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の通信事項であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる通信事項とみなす。ただし、当該無線局がその通信事項として電気通信業務に関する事項と電気通信事業運営に関する事項又は宇宙運用業務に関する事項とを併せ持つものである場合には、その併せ持つ通信事項は電気通信業務に関する事項とみなす。

通信事項		通信事項	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が電気通信業務用（一般放送利用を含む。）又は電気通信業務用（一般放送用のファイダリンクを含む。）であるものを除く。）	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG
電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM
宇宙運用業務に関する事項（当該通信	SPB	宇宙運用業務に関する事項	SPB

海上無線航行業務に関する事項	浮標の無線標定に関する事項	浮標の識別に関する事項	位置信号業務に関する事項	無線標定に関する事項	航路標識に関する事項	海上保安事務に関する事項	飛行援助に関する事項	船舶の航行に関する事項	交通量等位置情報に関する事項	交通システムに関する事項を除く。	道路交通情報に関する事項（高度道路	警察事務に関する事項	電報の託送に関する事項	事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限る。）
MSG	FSO	MSD	OTL	OTG	MSC	MSA	ACB	MAA	GMY		RDI	GMP	TLG	
海上無線航行業務に関する事項	浮標の無線標定に関する事項	浮標の識別に関する事項		無線標定に関する事項	航路標識に関する事項	海上保安事務に関する事項	飛行援助に関する事項	船舶の航行に関する事項		支援に関する事項を除く。）	道路交通情報に関する事項（安全運転	警察事務に関する事項	電報の託送に関する事項	
MSG	FSO	MSD		OTG	MSC	MSA	ACB	MAA			RDI	GMP	TLG	

気象通報に関する事項	M S H	気象通報に関する事項	M S H
航空交通管制に関する事項	A C C	航空交通管制に関する事項	A C C
航空機の安全及び運行管理に関する事項	A C D	航空機の安全及び運行管理に関する事項	A C D
無線標識に関する事項	A C E	無線標識に関する事項	A C E
航空無線航行に関する事項	A C F	航空無線航行に関する事項	A C F
航空保安事務に関する事項	A C H	航空保安事務に関する事項	A C H
航空保安無線施設に関する事項	A C G		
防衛に関する事項	G M D	防衛に関する事項	G M D
治安維持対策に関する事項	T R O	治安維持対策に関する事項	T R O
気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	C W R	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	C W R
気象観測実験に関する事項	C W K		
農業気象に関する事項	A G O		
気象警報に関する事項	C W B	気象警報に関する事項	C W B
税関事務に関する事項	G M C	税関事務に関する事項	G M C

検疫事務に関する事項	麻薬取締に関する事項	入国管理に関する事項	国税事務に関する事項	労働基準監督に関する事項	公安調査に関する事項	矯正管理に関する事項	電気通信監理に関する事項	電気通信規律に関する事項	外務行政事務に関する事項	国会事務に関する事項	防災事務に関する事項	運輸関係災害対策に関する事項	防災対策に関する事項	外交に関する事項	検察事務に関する事項
G M Q	G M N	G M E	G M G	G M J	G M L	G M R	G M A	G M X	G M T	G G G	D A G	G M V	D A B	E M B	G M K
検疫事務に関する事項	麻薬取締に関する事項	入国管理に関する事項	国税事務に関する事項	労働基準監督に関する事項	公安調査に関する事項	矯正管理に関する事項	電気通信の監理・規律に関する事項		外務行政事務に関する事項	国会事務に関する事項	防災対策に関する事項			外交に関する事項	検察事務に関する事項
G M Q	G M N	G M E	G M G	G M J	G M L	G M R	G M A		G M T	G G G	D A B			E M B	G M K

放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A	放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A
消防事務に関する事項	F D A	消防事務に関する事項	F D A
消防の任務に関する事項	F I R		
消防防災事務に関する事項	S H J		
防災行政事務に関する事項	D A I	防災行政事務に関する事項	D A I
水防事務に関する事項	R D R	水防事務に関する事項	R D R
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	R D A
災害対策・水防に関する事項	D A O	災害対策・水防に関する事項	D A O
河川法第48条に規定する通知に関する事項	R D G	放流警報又は霧警報に関する事項	D F W
事項			
観測情報の伝送に関する事項	R D T		
霧警報に関する事項	D B B		
公害対策に関する事項	K T S	公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G	土地改良事業に関する事項	A G G
地方行政事務に関する事項	L G O	地方行政事務に関する事項	L G O

道路交通情報通信に関する事項	R D V	道路交通情報通信に関する事項	R D V
高度道路交通システムに関する事項	I T S	安全運転支援に関する事項	I T S
道路管理に関する事項	R D K	道路管理に関する事項	R D K
本四連絡高速道路の事業に関する事項	R D B		
電気事業に関する事項	E P A	電気事業に関する事項	E P A
電気保安業務に関する事項	E P H		
給電に関する事項	E P W		
侵入検知に関する事項	P T I	侵入検知に関する事項	P T I
ガス事業に関する事項	G A S	ガス事業に関する事項	G A S
水資源開発に関する事項	R D C	水資源開発に関する事項	R D C
上下水道事業に関する事項	W R U	上下水道事業に関する事項	W R U
熱供給事業に関する事項	H E T	熱供給事業に関する事項	H E T
一般放送に関する事項	B C B	一般放送に関する事項	B C B
エリア放送に関する事項	A B C	エリア放送に関する事項	A B C
放送番組の中継に関する事項	B C P	放送番組の中継に関する事項	B C P
放送番組素材の中継に関する事項	B C A	放送番組素材の中継に関する事項	B C A

放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG	放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
無線設備の監視・制御に関する事項	RCT	無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM	有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
標準周波数及び標準時の通報	GMS	標準周波数及び標準時の通報	GMS
航空機の航行に関する事項	MM A	航空機の運用に関する事項	MM A
航空事業に関する事項	ACW		
航空機の飛行訓練に関する事項	ACU		
航空関係事業に関する事項	ACX		
自家用の航空関係に関する事項	ACO	自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY	飛行場における地上管制に関する事項	ACY

航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT	航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR	航空機の修理に関する事項	ACR
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR	海洋の観測に関する事項	MCR
水先業務に関する事項	HSP	水先・引き船に関する事項	HSP
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	HSL		
サルベージ事業に関する事項	HBS	海上作業に関する事項	MAW
油回収作業に関する事項	OIL		
特殊作業に関する事項	SPE		
調査監督に関する事項	HIS		
海底資源開発事業に関する事項	OTK		
海上測量業務に関する事項	MSM	海上測量業務に関する事項	MSM
航路警戒に関する事項	HSA	航路警戒に関する事項	HSA

港湾管理に関する事項	H S M	港湾管理に関する事項	H S M
港湾運送事業に関する事項	H S W	港湾運送事業に関する事項	H S W
コンテナ荷役に関する事項	H S N		
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E A
港務通信に関する事項	H S T	港務通信に関する事項	H S T
港湾工事に関する事項	H B W	港湾工事に関する事項	H B W
海難救助に関する事項	D A F	海難救助に関する事項	D A F
搜索救助作業に関する事項	M S R		
船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H	船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H
漁業指導監督に関する事項	F S M	漁業指導監督に関する事項	F S M
漁業通信に関する事項	F S E	漁業通信に関する事項	F S E
漁業の調査に関する事項	F S R		
漁業協同組合の業務に関する事項	F S G		
漁業共済組合の業務に関する事項	F S K		
魚群探知の伝送に関する事項	F S F		

列車防護警報に関する事項	LCQ	列車防護警報に関する事項	LCQ
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCCL	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCCL
索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA	索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	LCI	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項	LCH		
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	LCE		
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK	貨物自動車の運行に関する事項	LCK
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA	MCA陸上移動通信に関する事項	MCA

医療業務に関する事項	R X W	医療業務に関する事項	R X W
山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A	山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A
警備保障業務に関する事項	P T G	警備保障業務に関する事項	P T G
災厄防止に関する事項	P T H	災厄防止に関する事項	P T H
教育に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	E D C	教育に関する事項	E D C
電波伝搬試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T W	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴスシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	E X P
放送試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	B C Y		
航空機各部の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S E G		
無線機器の開発製造に関する事項（当	M M R		

該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	研究に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	科学技術開発実験に関する事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	電波の利用の効率性に関する試験に係る事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)	電波の利用の需要に関する調査に係る事項(当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。)
O T J	S C I	S E K	T E S	S D S	

アルゴシステムデータ伝送に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	OTP	アルゴシステムデータ伝送に関する事項	OTP
アマチュア業務に関する事項	ATC	アマチュア業務に関する事項	ATC
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS	アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
簡易な事項	CRA	簡易な事項	CRA
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG	電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
自動車の教習に関する事項	EDT	自動車の教習に関する事項	EDT
音響に関する事項	OTO	音響に関する事項	OTO

核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	A T O	原子力関係業務に関する事項		A T O
核燃料事業に関する事項	K G S			
原子力施設の安全対策に関する事項	K G T	宇宙開発に関する事項		S P A
ロケット打上情報周知に関する事項	S P A			
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	S P C	作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る。）		
宇宙実験に関する事項	S E S			
技術試験に関する事項	S E M	地域振興に関する事項		
地域振興に関する事項	L A O			
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K	一般業務用通信に関する事項		T K K
右以外のもの				G E N

7 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものの無線局は、同表の下欄に掲げる通信事項を持つものとする。

無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送用のファイダリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送利用のファイダリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）

防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策 ・水防に関する事項であるものを除く。）	水防道路に関する事項（災害対策・水防に關 する事項を除く。）
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項

(案)

上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。）	鉄道・軌道の貸客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用（当該無線局が港湾法第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであって、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）	港務通信に関する事項
核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項

(案)

宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用（当該無線局の通信事項が放送番組の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関する事項、放送番組の取材等の連絡に関する事項又は無線設備の監視・制御に関する事項であるものを除く。）	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項

(案)

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2並びに別表第二号の四の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式				三 コード表
	別表第二号	別表第二号の二	別表第二	別表第二	

(案)

														号の 三	号の 四		
	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 1	第 2		
無線局種別コードの欄	○	○	○	○	○									○	○	○	別表第一号
放送事項の欄	○				○												別表第二号
無線設備の設置場所の欄	○																別表第三号
無線設備の設置場所又は 常置場所の欄		○															
移動範囲の欄		○												○			別表第四号
無線設備を設置しようと する区域の欄																○	
業務区域の欄																○	
船舶の用途コードの欄			○														別表第五号
用途コードの欄															○		
旅客定員コードの欄			○												○		別表第六号

(案)

長さコードの欄			○											○	別表第七号
航行する海域コードの欄			○											○	別表第八号
航行区域又は従業制限コードの欄			○											○	別表第九号
施行規則第28条第2項の無線設備等の欄			○												別表第十号
施行規則第28条第3項及び第6項の無線設備等の欄			○												別表第十一号
航空機の用途コードの欄				○											別表第十二号
用途コードの欄													○		
人工衛星の軌道又は位置の欄					○										別表第十三号
装置の区別の欄										○					別表第十四号
送信の方式コードの欄						○									別表第十五号
通信方式コード又は送信												○			

(案)

の方式コードの欄																		
通信方式コードの欄							○	○	○	○	○	○						別表第十号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄													○					
送信機の欄							○	○	○	○	○	○	○	○				別表第十七号
受信機の欄								○										別表第十八号
空中線の欄							○	○	○	○	○	○	○	○				別表第十九号
周波数配列情報の欄										○			○					
回線の条件コードの欄								○										別表第二十号
無給電中継装置の欄								○										別表第二十一号
附属装置の欄							○	○	○	○	○			○	○			別表第二十二号
工事設計の欄																	○	別表第二十三号

注 記載するコードは、○印を付したものとする。

(表)

別表第一号 無線局の種別コード

第1 基本コード

項目	コード
固定局	F X
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	B B
特定地上基幹放送局	B C
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	B D
特定地上基幹放送試験局	B E
地上一般放送局	B G
海岸局	F C
航空局	F A
基地局	F B
携帯基地局	F P
無線呼出局	R P
陸上移動中継局	F B R
陸上局	F L

(案)

船舶局（特定船舶局を除く。）	M S
特定船舶局	M S S
遭難自動通報局	D S
船上通信局	M B
航空機局	M A
陸上移動局	M L
携帯局	M P
移動局	M O
無線測位局	R N
無線航行陸上局	R L
無線航行移動局	R O
無線標定陸上局	L R
無線標定移動局	M R
無線標識局	R B
地球局	T C
海岸地球局	T I

(案)

航空地球局	T B
携帯基地地球局	T Y P
船舶地球局	T G
航空機地球局	T J
携帯移動地球局	T U P
宇宙局（人工衛星局を除く。）	M E
人工衛星局	E K T
衛星基幹放送局	E V
衛星基幹放送試験局	E B E
非常局	E M
特定実験試験局	E X T
実験試験局	E X
実用化試験局	D V T
アマチュア局	A T
簡易無線局	C R
構内無線局	L O

(案)

気象援助局	S M
標準周波数局	S S
特別業務の局	S P

第2 補足コード

項目	コード
V S A T地球局	T S
V S A T制御地球局	T T

別表第二号 放送事項コード

項目	コード
報道	0 1
教育	0 2
教養	0 3
娯楽	0 4
その他	0 6
協会の放送	0 7
基幹放送事業者（協会を除く。）の放送	0 8

(案)

別表第三号 設置場所の区別コード

項目	コード
送受信所	W
送信所	T
受信所	R
通信所	O
制御所	C
統制通信所	G
監視所	M
監視制御所	B
中継所	Y
無給電中継装置	F
演奏所	S
送受信所及び制御所	J
受信所及び制御所	P
送信所及び制御所	U

受信所及び通信所	(株) Q
送信所及び通信所	V
予備送信所	5

別表第四号 移動範囲コード、設置区域コード及び業務区域コード

第1 基本コード

項目	コード
関東総合通信局管内	A
信越総合通信局管内	B
東海総合通信局管内	C
北陸総合通信局管内	D
近畿総合通信局管内	E
中国総合通信局管内	F
四国総合通信局管内	G
九州総合通信局管内	H
東北総合通信局管内	I
北海道総合通信局管内	J

(案)

沖縄総合通信事務所管内	O
全国	N
通信の相手方の無線ゾーン内	M
常置場所のある市区町村	P
当該事業所の事業区域内	Q
免許人の業務区域内	R
免許人の業務区域内及び応援協定等の地域	S
沖縄、宗谷、網走、根室支庁を除く全国	S J
免許人及び業務委託先の事業者の業務区域内	T
全国及び日本周辺海域	U
構内	Y
第一管区海上保安本部管内	1 M
第二管区海上保安本部管内	2 M
第三管区海上保安本部管内	3 M
第四管区海上保安本部管内	4 M
第五管区海上保安本部管内	5 M

(※)

第六管区海上保安本部管内	6 M
第七管区海上保安本部管内	7 M
第八管区海上保安本部管内	8 M
第九管区海上保安本部管内	9 M
第十管区海上保安本部管内	X M
第十一管区海上保安本部管内	Y M
日本周辺海域	J W
太平洋	Z 0
北太平洋	Z 1
日本海	Z 2
オホーツク海	Z 3
沿岸海域	Z 4
ベーリング海	Z 5
南太平洋	Z 6
インド洋	Z 7
遠洋区域	Z 8

(案)

平水区域	Z 9
沿海区域	Z 10
近海区域	Z 11
全海域	Z 12
空港内	A P
関東管区警察局管内	P A
中部管区警察局管内	P C
近畿管区警察局管内	P E
中国管区警察局管内	P F
四国管区警察局管内	P G
九州管区警察局管内	P H
東北管区警察局管内	P I
北海道管区警察局管内	P J
北海道	0 1
青森県	0 2
岩手県	0 3

(案)

宮城県	0 4
秋田県	0 5
山形県	0 6
福島県	0 7
茨城県	0 8
栃木県	0 9
群馬県	1 0
埼玉県	1 1
千葉県	1 2
東京都	1 3
神奈川県	1 4
新潟県	1 5
富山県	1 6
石川県	1 7
福井県	1 8
山梨県	1 9

(案)

長野県	2 0
岐阜県	2 1
静岡県	2 2
愛知県	2 3
三重県	2 4
滋賀県	2 5
京都府	2 6
大阪府	2 7
兵庫県	2 8
奈良県	2 9
和歌山県	3 0
鳥取県	3 1
島根県	3 2
岡山県	3 3
広島県	3 4
山口県	3 5

(案)

徳島県	3 6
香川県	3 7
愛媛県	3 8
高知県	3 9
福岡県	4 0
佐賀県	4 1
長崎県	4 2
熊本県	4 3
大分県	4 4
宮崎県	4 5
鹿児島県	4 6
沖縄県	4 7
その他	X

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

第2 付加コード

項目	コード
----	-----

(案)

、その周辺	／
、その周辺、上空	V
、沿岸水域	W
、沿岸水域、その上空	R
、その上空	S
、委託業務区域	U
、周辺海域	P
、その周辺、周辺海域	Q
、その周辺、沿岸水域	T
、その周辺、沿岸水域、上空	M
、周辺海域、その上空	N
(沖縄を除く。)	K
、その周辺、周辺海域、上空	L
東部、その周辺	1
南部、その周辺	2
西部、その周辺	3

(案)

北部、その周辺	4
中部、その周辺	5
及び関東総合通信局管内	A
及び信越総合通信局管内	B
及び東海総合通信局管内	C
及び北陸総合通信局管内	D
及び近畿総合通信局管内	E
及び中国総合通信局管内	F
及び四国総合通信局管内	G
及び九州総合通信局管内	H
及び東北総合通信局管内	I
及び北海道総合通信局管内	J
及び沖縄総合通信事務所管内	O

別表第五号 船舶の用途コード

項目	コード
旅客船	P S G

(案)

貨客船	P C S
貨物船	C R G
油送船	O L T
巡視船	P T V
漁船	F S B
漁貨物船	F C S
小型船	M N S
レジャー船	L S R
雑船	Z T S

別表第六号 旅客定員コード

項目	コード
12名を超え250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

別表第七号 長さコード

項目	コード
12m未満の船舶	S

(株)
L

12m以上の船舶

別表第八号 航行する海域コード

項目	コード
施行規則第28条第1項第1号のA1海域	A1
施行規則第28条第1項第2号のA2海域	A2
施行規則第28条第7項ただし書のインマルサット人工衛星の通信圏であって、 上記のA1海域及びA2海域を除いた海域	A3
上記の各海域以外の海域	A4

別表第九号 航行区域又は従業制限コード

項目	コード
平水区域	H S K
沿海区域	E K K
近海区域	K K K
遠洋区域	E Y K
限定沿海	E K G
限定近海	K K G

(案)

2時間限定沿海	E 2 G
瀬戸内限定	E K S
第1種	F 1 S
第2種	F 2 S
第3種	F 3 S
小型第1種	F K 1
小型第2種	F K 2
なし	N N N

別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード

第1 局種コード

項目	コード
船舶局	M S
携帯局	M P
船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P
陸上移動局	M L

(※)

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	H F
超短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	V H F
中短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H F
中短波及び短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H T
短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	H F T
27MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	2 7 T
40MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	4 0 T
150MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	1 5 0 T
400MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	4 0 0 T
漁業地域情報システム (マリンホーン)	M R P
インマルサットC型	I M C
インマルサットF型	I M F
N—S T A R衛星船舶電話 (空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	N S T

(※)

携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	C L P
その他	N N N

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十一号 局種コード

項目	コード
船舶局	M S
船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P

別表第十二号 航空機の用途コード

項目	コード
航空運送事業用	A C W
航空機使用事業用	A C V
自家用	A C O
消防用	F I R
学術研究用	S C I
教育用	E D C

	(案)
航空機製造修理事業用	A C T
海上保安用	M S A
警察用	G M P
防災行政用	D A I
新聞通信用	N P W
その他	Z Z Z

別表第十三号 軌道の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
円軌道	C
楕円軌道	E
上記以外の軌道	Z

第2 付加コード

項目	コード
同期軌道	1
回帰軌道	2

(案)

準回帰軌道	3
極軌道	4
太陽同期軌道	5
太陽同期準回帰軌道	6
上記以外の軌道方法	Z

注 基本コード及び付加コードの項目から各該当するコードを選択し記載する。また、Zを選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十四号 無線設備の種別コード

項目	コード
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（固定型）	J
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（携帯型）	P
中短波帯の無線設備の機器	K
中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	L
船舶自動識別装置	S
簡易型船舶自動識別装置	R
超短波帯（150MHz D S B）の無線設備の機器	X

(※)

超短波帯（40MHz D S B）の無線設備の機器	W
短波帯（27MHz S S B）の無線設備の機器	U
短波帯（27MHz D S B）の無線設備の機器	V
その他	N

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種別	設置場所	項目	備考	コード
中波放送	地上	中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）によりモノホニック放送を行うもの	中波放送に関する送信の標準方式第5条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	AA1
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりステレオホニック放送を行うもの		AA2
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		AA3

(※)

データ放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の	DA1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	欄に記すこと。	DA2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		DA3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等うちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定さ		DA4

		(株)		
		れる方式により放送を行うもの		
超短波放送	地上	超短波放送に関する送信の標準方式 (平成23年総務省令第86号) 第2章 に規定される方式によりモノホニッ ク放送を行うもの		F A 1
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式 第2章に規定される方式によりステ レオホニック放送を行うもの		F A 2
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式 第2章に規定される方式によりモノ ホニック放送及びステレオホニック 放送を併せ行うもの		F A 3
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 2章に規定される方式により放送す るもの	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ	F A 5

(※)

人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの	る場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	F A 6
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの		F A 7
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		F A 9
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		F A A

(※)			
超短波音声 多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字 多重放送に関する送信の標準方式（ 平成23年総務省令第89号）に規定さ れる方式により放送するもの	F B 1
超短波文字 多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字 多重放送に関する送信の標準方式に 規定される方式により放送するもの	F C 1
超短波デー タ多重放送	人工衛星	超短波データ多重放送に関する送信 の標準方式（平成23年総務省令第90 号）に規定される方式により放送す るもの	F D 2
マルチメデ ィア放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 4章第2節に規定される方式により 放送するもの	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジ	る場合は、その旨を備考の
			MM 1
			MM 2

		(※) タル放送に関する送信の標準方式第 4章第1節に規定される方式により 放送するもの	欄に記すこと。	
標準テレビ ジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 5章第2節又は第6章第3節に規定 される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ	T A 2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 6章第2節に規定される方式により 放送を行うもの	る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	T A 3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 6章第4節に規定される方式により 放送を行うもの		T A 4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ		T A 5

		(※) タル放送に関する送信の標準方式第 5章第3節又は第6章第5節に規定 される方式により放送を行うもの		
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 4章第2節に規定される方式により 放送するもの		T A 6
高精細度テ レビジョン 放送を含む テレビジョ ン放送（超	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 5章第2節又は第6章第3節に規定 される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	T H 2
高精細度テ レビジョン 放送を含ま ないものに	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 3章に規定される方式により放送を 行うもの		T H 3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ		T H 4

限る。)		(※) タル放送に関する送信の標準方式第 6章第2節に規定される方式により 放送を行うもの		
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 6章第4節に規定される方式により 放送を行うもの		TH5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 5章第3節又は第6章第5節に規定 される方式により放送を行うもの		TH6
超高精細度 テレビジ ョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジ タル放送に関する送信の標準方式第 5章第3節又は第6章第4節に規定 される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の	TS1

(案)

欄に記すこと。

別表第十六号 通信方式コード

第1 1文字目

項目	コード
単向通信方式	T
単信方式	S
複信方式	D
半複信方式	H
同報通信方式	M

第2 2文字目

項目	コード
多重を除く方式	N
周波数分割多重方式	F
時分割多重方式	T
符号分割多重方式及び時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式	C
上記以外の多重方式（注1）	X

(参)

第3 3文字目

項目	コード
1周波方式	1
2周波方式	2

第4 4文字目

項目	コード
中継なし	N
直接中継（アナログ方式）	C
ヘテロダイン中継（アナログ方式）	H
ベースバンド中継（アナログ方式）	B
再生中継（デジタル方式）	S
非再生中継（デジタル方式）	D
上記以外の中継方式（注2）	X

記載例 DF2B

注1 備考欄に多重方式の名称を記載すること。

注2 備考欄に中継方式の名称を記載すること。

(※)

別表第十七号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管又は半導体コード

第1 低下させる方法コード

項目	コード
減衰器なし	N
固定減衰器	F
可変減衰器	M

注 減衰器は、一の減衰量の値を持つ場合には固定減衰器とし、それ以外の場合は可変減衰器とする。

第2 変調方式コード

項目	コード
無変調	N
二分の π シフト差動二相位相変調	P / 2 D 2 P S K
上記以外の差動二相位相変調	D 2 P S K
上記以外の二相位相変調	2 P S K
差動四相位相変調	D 4 P S K

(注)

オフセット四相位相変調	O 4 P S K
マルチサブキャリア四相位相変調	M 4 P S K
四分の π シフト四相位相変調	P / 4 P S K
上記以外の四相位相変調	4 P S K
差動八相位相変調	D 8 P S K
上記以外の八相位相変調	8 P S K
上記以外の位相変調 (注 1)	P S K
G M S K	G M S K
上記以外の M S K	M S K
上記以外の二値周波数偏位変調	2 F S K
四値周波数偏位変調	4 F S K
上記以外の周波数偏位変調	F S K
上記以外の周波数変調 (注 1)	F M
一二値直交振幅変調	12 Q A M
マルチサブキャリア一六値直交振幅変調	M 16 Q A M
上記以外の一六値直交振幅変調	16 Q A M

(注)

二四値直交振幅変調	24 Q A M
三二値直交振幅変調	32 Q A M
マルチサブキャリア六四値直交振幅変調	M64 Q A M
上記以外の六四値直交振幅変調	64 Q A M
一二八値直交振幅変調	128 Q A M
二五六値直交振幅変調	256 Q A M
上記以外の直交振幅変調	Q A M
一六値振幅位相変調	16 A P S K
三二値振幅位相変調	32 A P S K
上記以外の振幅位相変調	A P S K
実数零点単側波帯変調方式	R Z S S B
A S K	A S K
S S B	S S B
V S B	V S B
D S B	D S B
上記以外の振幅変調（注1）	A M

(※)

直交周波数分割多重変調	O F D M
パルス変調（注 1）	P
直接拡散のスペクトル拡散方式	D S S S
周波数拡散のスペクトル拡散方式	F H S S
上記以外のスペクトル拡散方式	S S
上記以外の変調方式（注 2）	Z

注 1 特殊な変調方式を用いる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

注 2 備考欄に変調方式の名称を記載すること。

第 3 発振コード

項目	コード
L C 発振、R C 発振及び L R C 発振（組合せ方法の違うものを含む。）（注 1）	L R C
水晶発振（注 1）	S
ルビジウム発振（注 1）	R
セシウム発振（注 1）	C
上記以外（注 2）	Z

注 1 周波数シンセサイザ方式を含む。

(※)

注2 具体的な発振の名称を備考欄に記載すること。

第4 終段部の真空管又は半導体コード

項目	コード
電界効果トランジスタ (F E T)	F E T
高電子移動度トランジスタ (H E M T)	H E M T
上記以外のトランジスタ (注)	T R A
進行波管 (T W T)	T W T
上記以外の真空管 (注)	Z

注 備考欄にその名称を記載すること。

別表第十八号 E Q Lコード

項目	コード
自動等化器なし	N
自動等化器あり ($z = 3.47$)	A
自動等化器あり ($z = 5.37$)	B
自動等化器あり ($z = 31.6$)	C
自動等化器あり ($z = 3.47$ 、 $z = 5.37$ 及び $z =$	D

(注)

31.6のものを除く。) (注)

z : 許容帯域内一次振幅偏差 (真数)

注 z の値を備考欄に記載すること。

別表第十九号 空中線型式等のコード、偏波面コード及び追尾の方式コード

第1 送受の別コード

項目	コード
送受信空中線	M
送信空中線	T
受信空中線	R

第2 基本コード

項目	コード
単一	T I
八木	Y A
パラボラ	P A
平面	P L
ホーン	H O

(案)

ダイポール	D P
グレゴリアン	G G
カセグレン	K G
ループ (リングを含む。)	L U
ターンスタイル	T S
スーパーゲイン	S G
ワイヤ (L、V、T、逆L、逆Vを含む。)	W I
漏洩同軸	L C
コーリニア	C L
レンズ	L N
コーナリフレクタ	C R
スロット	S R
ヘリカル	H E
カージオイド	C O
頂部負荷型	T L
基部設置型	B G

(案)

その他指向性アンテナ（注）	Z D
その他無指向性アンテナ（注）	Z O

注 備考欄に内容を記載すること。

第3 付加コード

項目	コード
ダイバーシティ	D
回転式	T
複合型	M
オフセット	O
反射器付き	R

第4 偏波面コード

項目	コード
垂直偏波（V）	V
水平偏波（H）	H
V及びHの組合せ	V H
45度偏波	45

(※)

右旋回（楕円）偏波（R）	R
左旋回（楕円）偏波（L）	L
R及びLの組合せ	R L
その他（注）	Z

注 備考欄に内容を記載すること。

第5 SDコード

項目	コード
スペースダイバーシティなし	N
スペースダイバーシティあり（切替え）	S
スペースダイバーシティあり（R F合成）	R
スペースダイバーシティあり（I F合成）	I

第6 追尾の方式コード

項目	コード
自動追尾のみ	A U T O
自動追尾と手動追尾を併用	A N D
手動追尾のみ（追尾機能を有しない場合を含む。）	N

(株)

別表第二十号 回線の条件コード

項目		コード
電気通信業務用以 外の場合	片方向通信を行う回線	A
	双方向通信を行うものであって回線瞬断率を符号誤り率が 10^{-7} を 超える時間率とする回線	B
	上記以外の回線	C
電気通信業務用の 場合	周波数を限定して送受信を行う回線	D
	上記以外の回線	E

別表第二十一号 種類コード

項目	コード
平面反射板 (1枚)	S
平面反射板 (2枚)	W
パラボラ背面給電	P
その他 (注)	X

注 備考欄に内容を記載すること。

別表第二十二号 附属装置コード

項目	(※) コード	補足事項	備考
警報装置（移動する無線局を除く。）	A L M	警報を発し、又は警報を受ける場所又は識別信号	注 1
監視装置（移動する無線局を除く。）	M O N	監視し、又は監視される場所又は識別信号	注 1
制御装置（移動する無線局を除く。）	C O N	制御し、又は制御される場所又は識別信号	注 1
注意信号選択警報装置（海岸局に限る。）	A S A		
放送スクランブル装置	B C S	方式	
データ付加装置	D		
遭難警報送出ボタン（船舶地球局及び航空機地球局に限る。）	D S B		
緊急警報信号発生装置（地上基幹放送局及び地球局に限る。）	E W S	使用する地域符号	注 2
識別装置（無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線	I D S	方式	

測位局に限る。)	(案)		
テレメーター付加装置	L		注 3
連絡線	O W L	<p>1 地上基幹放送局の場合は、次によること。</p> <p>(1) 他の地上基幹放送局の電波の周波数を変換し再発射する地上基幹放送局</p> <p>当該他の地上基幹放送局の名称</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>有線又は無線の別、伝送方式（ステレオホニック放送に使用するものに限り、複合信号伝送方式、和差信号伝送方式、左右信号伝送方式等の別を記載すること。）、</p> <p>区間及び回線数</p> <p>2 1以外の無線局</p>	注 4

	(※)	有線又は無線の別及び区間	
電気通信事業用回線に接続する交換機	P B X		注 3
多重端局装置	T	方式	
無線呼出局用端局装置	P T		
空中線柱、給電線柱（地上基幹放送局に限る。）	P T R	高さ、基部地上高及び基数	注 2
音声調整装置又は映像調整装置（地上基幹放送局に限る。）	T S		
撮像装置（テレビジョン伝送装置を含む。）（地上基幹放送局を除く。）	V D S		
模写伝送装置（ファクシミリ）	F		注 3
選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）	S	トーン信号周波数（トーンスケルチ型選択呼出装置に限る。）又はデジタルコード（デジタルコードスケルチ型選択呼出装置に限る。）	注 5
デジタル選択呼出装置（海岸局に限る。）	D S C		

印刷電信装置（狭帯域印刷電信装置を含む。）	(株) NDP		注3
周波数測定装置	W	検定規則第8条第1項の検定番号	
インマルサット高機能グループ呼出受信機	EGC	型式又は名称及び製造番号	
チャンネル選択補助装置（地上基幹放送局に限る。）	CSA		

- 注1 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し又は制御するものは、記載を要しない。
- 2 他の地上基幹放送局及び地球局と共用するものであるときは、当該他の地上基幹放送局及び地球局の名称を記載すること。
- 3 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、記載を要しない。
- 4 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該地上基幹放送局が同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の地上基幹放送局から当該申請若しくは届出に係る地上基幹放送局までの連絡線について記載すること。
- 5 海岸局及び無線標定移動局にあつては、記載事項の欄に掲げる事項の記載を要しない。

(※)

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
設備規則第49条の6の4第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	C D 2 B S
設備規則第49条の6の4第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F C
設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	C D 2 F B
設備規則第49条の6の5第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	C D 3 B S
設備規則第49条の6の5第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	C D 3 F C
設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	C D 3 F B
設備規則第49条の6の9第1項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第3項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備を除く。）	S F D 1 B S
設備規則第49条の6の9第1項及び第3項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F C

(※)

設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F B
設備規則第49条の6の10第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	S F D 2 F C
設備規則第49条の6の10第1項及び第6項に規定する基地局の無線設備	S F D 2 F B
設備規則第49条の28に規定する基地局の無線設備（同条第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備を除く。）	B W A 1 B S
設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 1 F C
設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 1 F B
設備規則第49条の29に規定する基地局の無線設備（同条第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備並びに同条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備を除く。）	B W A 2 B S
設備規則第49条の29第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 2 F C
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備	B W A 2 F B

(株)

設備	
設備規則第49条の6に規定する陸上移動中継局の無線設備	C P F B R
設備規則第49条の28に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 1 F B R
設備規則第49条の29に規定する陸上移動中継局の無線設備	B W 2 F B R
設備規則第49条の6に規定する陸上移動局の無線設備	L P R
設備規則第49条の6の4に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 2
設備規則第49条の6の5に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 3
設備規則第49条の6の6に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 4
設備規則第49条の6の7に規定する陸上移動局の無線設備	T D O F D M
設備規則第49条の6の8に規定する陸上移動局の無線設備	T D F D M A
設備規則第49条の6の9第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 1
設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備	N B I O T
設備規則第49条の6の9第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備	M T C
設備規則第49条の6の10第1項及び第3項に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 2
設備規則第49条の6の10第1項及び第4項に規定する陸上移動局の無線設備	T D L P R
設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線設備	O F D M 2

(※)

設備規則第49条の7に規定する陸上移動局の無線設備	M C A
設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 2
設備規則第49条の15第1項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T
設備規則第49条の19第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A
設備規則第49条の21第1項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A 5
設備規則第49条の25に規定する陸上移動局の無線設備	R U
設備規則第49条の28に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 1
設備規則第49条の29第1項、第3項及び第8項並びに第1項、第4項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備	B W A M T C
設備規則第57条の2の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	R Z 1
設備規則第57条の2の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	R Z 2
設備規則第57条の3の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	D N 1
設備規則第57条の3の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	D N 2
設備規則第54条の3に規定する地球局の無線設備	V S A T
設備規則第49条の18第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O D

(※)

設備規則第49条の18第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEOD
設備規則第49条の23第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO
設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO
設備規則第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO2
設備規則第49条の23の3第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO2
設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESIM
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMF
設備規則第49条の24第3項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD
設備規則第49条の24第3項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD2
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMGSPS
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV
設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の無線設備	HST
設備規則第49条の24の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	SCS
設備規則第45条の21に規定する航空機地球局の無線設備	AES

(案)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に免許を受けているパーソナル無線の無線局の種別コードは、この告示の規定にかかわらず、この告示による廃止前の平成十六年総務省告示第八百五十九号の規定によることができる。